

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果		
									制度の現状	措置の分類	該当法令等
1	3月22日	5月2日	7月31日	林業	保安林の指定施業要件の緩和	<p>択伐の場合、植栽指定を緩和し、天然更新が可能なものとする。</p> <p>【提案理由】 保安林を伐採した場合、法34条の4により、植栽の義務が生じ、法施行令第4条の2および指定施業要件として、「伐採の方法」「伐採の限度」「植栽」について定められる。択伐の場合、掻き起こしによる天然更新が行うことができる場合(つまり天然更新が経験的に確実である場合)については、植栽を行ったものと見做すこととする又は天然更新の可能性について一定期間成林状況を観察することができることとすることが求められる。これにより、択伐後の低コストでの持続可能な施業の確立に資することができる。</p>	三井物産	農林水産省	現行制度下で対応可能	森林法第33条、33条の2、34条の4、森林法施行令第4条	<p>「制度の現状」欄に記載したとおり、指定施業要件のうち植栽に係る事項については、「植栽によらなければならない確かな更新が認められる伐採跡地につき定めるもの」とされており、天然更新が「確実と認められる場合には、指定施業要件において植栽に係る事項を定めることとしておりません。</p> <p>現行の指定施業要件において、植栽に係る事項が定められているような場合であっても、例えば、天然更新が「確実と認められる」ときは、森林法第33条の2の規定に基づき、当該保安林の指定施業要件の変更に関与する者等は、当該指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することが可能とされていますので、その変更の可否を含め、まずは保安林の指定施業要件に関する事務を担当する都道府県の担当部局にご相談いただくことが適当と考えられます。</p> <p>なお、指定施業要件で植栽が義務付けられている保安林において伐採を行った場合、当該伐採跡地において残存木や天然更新による後継木(指定施業要件で植栽を義務付けられた樹種に限る)の発生が確認される場合には、植栽義務のある面積からこれらの面積を差し引くことができることとしており、植栽義務のある面積を減らすことが可能です。</p>
2	3月22日	5月2日	7月31日	林業	保安林の立木伐採許可申請の緩和	<p>保安林の皆伐の申請期間を、毎年2、6、9、12月の公表のあった日の30日以内から伐採を開始する日の30日前までに変更する。</p> <p>【提案理由】 保安林の立木伐採許可は皆伐の場合、令第4条の2第2項及び第3項に規定のとおり、2、6、9、12月の公表のあった日から30日以内に、都道府県知事へ申請しなければならないが、申請の時期が3ヶ月おきとなるため、労働の都合や需給の調整においてフレキシブルな対応が困難である。これを、択伐及び間伐の立木伐採許可と同様、伐採を開始する日の30日前までに緩和されたい。</p>	三井物産	農林水産省	対応不可	森林法第34条、森林法施行令第4条の2	<p>縮減が森林所有者の財産処分に直結する制限であることから、その手続は、公平性の確保を図るために都道府県公報により皆伐限度面積の公表を行った上で、所定の申請期間を設けて行う必要があります。</p> <p>伐採申請を行う時期について、「伐採を開始する日の30日前」とのご提案ですが、伐採開始前の随時申請とした場合には、申請面積の累計が上限を超えた時点で以降の申請が許可されないこととなり、適正な縮減手続を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案のような緩和は困難であると考えております。</p>
3	3月22日	5月2日	7月31日	林業	指定施業要件の変更事務の一本化	<p>森林・林業基本法の改正等に伴う指定施業要件の緩和が行われた場合に、都道府県知事等の職権により一括変更を行う。</p> <p>【提案理由】 保安林の指定施業要件の変更は、保安林の指目的に支障を及ぼすことがない認められた場合、変更することができる。森林・林業基本法の改正等に伴い、指定施業要件の緩和が行われた場合には、樹種や伐採率などの要件の変更については、所有者側からの申請なしに、都道府県知事の職権により一括の要件の緩和措置ができないものか。</p>	三井物産	農林水産省	対応不可	森林法第30条の2、第33条、第33条の2、第33条の3	<p>近年、指定施業要件については、平成14年の森林法施行令の改正等により、同令別表第2に定める間伐率等の見直しが行われているところですが、これらの見直しに伴う指定施業要件の変更に当たっては、指定施業要件が保安林指目的を達成するために個々の保安林の立地条件等に即して定められていることから、森林法第30条の3に規定された変更手続を省略し、一括して指定施業要件の変更事務を行うことは困難であると考えております。</p> <p>なお、現在、上記の指定施業要件の見直しに伴う変更に当たっては、森林所有者からの申請がなくとも、都道府県知事等が変更事務を進めているところであり(森林法第33条の2第1項)、また、国としても、指定施業要件の変更事務の迅速化に係る通知を発出し都道府県への指導・助言を行うなど、変更事務の円滑な実施を図られるよう努めているところです。</p>
4	3月22日	5月2日	7月31日	林業	国産ツーバイフォー部材の活用促進	<p>MSR製材規格の製材規格の導入運用の整備</p> <p>【提案理由】 枠組壁工法製材のJAS規格において甲種、乙種の目視区分はあるものの、共通して年輪幅6mm以上の基準があるため不合格となる製材が多い。一方、年輪幅に寄与しない規格としてMSR製材が定められており、これを採用することで目視区分では不合格となる製材も使用可能となる場合がある。これにより歩留の効率改善を図る為、グレーディングマシンの設定方法、ヤング係数、曲げ強度の適用方法等導入する際の具体的な整備が必要である。</p>	三井物産	農林水産省	検討	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条に基づき、規格がなお適正であるかどうかについて、当該規格を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すこととしており、定期的な規格見直しを実施しています。	<p>1. 日本農林規格は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条に基づき、規格がなお適正であるかどうかについて、当該規格を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すこととしており、定期的な規格見直しを実施しています。</p> <p>2. 「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格」については、平成26年度中に農林物資規格調査会の審議に付すべく、(独)農林水産消費安全技術センターに学識経験者、製造業者、実需者等で構成される委員会を設置し、本年3月から検討を開始していますが、ご提案いただいたものと同様の内容についても検討課題とされているところであり、引き続き同委員会と検討を進めていきたいと考えています。</p>
5	3月22日	5月2日	7月31日	林業	国産ツーバイフォー部材の活用促進	<p>MSR製材規格の規定範囲拡大</p> <p>【提案理由】 上記の現行のJASの運用整備に加えて、現状定められているMSRの強度規定範囲の拡大を提案する。「木」在例にとり、強度性能に地域性が存在し、全国的に見ればデータのばらつきが顕著である。これらを含め強度区分としなければ、MSR製材の運用整備をしても区分外の材が発生することが予想され、結局不合格材の率が改善されない。よって、強度規定範囲の下限の拡大を提案する。</p>	三井物産	農林水産省	検討	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格第4条、第5条、第6条	<p>1. 日本農林規格は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条に基づき、規格がなお適正であるかどうかについて、当該規格を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すこととしており、定期的な規格見直しを実施しています。</p> <p>2. 「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格」については、平成26年度中に農林物資規格調査会の審議に付すべく、(独)農林水産消費安全技術センターに学識経験者、製造業者、実需者等で構成される委員会を設置し、本年3月から検討を開始していますが、ご提案いただいたものと同様の内容についても検討課題とされているところであり、引き続き同委員会と検討を進めていきたいと考えています。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
6	3月22日	5月2日	7月31日	林業	国産ソーバークラフト材の活用促進	JASたて継ぎ材におけるMSRIによる格付けの新設 【提案理由】 枠組壁工法たて継ぎ材の規格の中には、MSRIによる規格が存在しない。多く流通している原木の長さや枠組壁工法たて継ぎ材の関係でいえば、0.6m、1.6m等の端材発生は逃れられない。それを有効活用するためにはたて継ぎ材の技術が不可欠となってくる。MSR材の流通が一般的になってくれば、たて継ぎ材のMSR企画も必要になってくると考えられ、MSRIによる格付け新設を提案する。	三井物産	農林水産省	「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」では、「たて枠用たて継ぎ材」、「甲種たて継ぎ材」及び「乙種たて継ぎ材」について規定していますが、MSRIによるたて継ぎ材については規定しておりません。	検討	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条に基づき、規格がなお適正であるかどうかについて、当該規格を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すこととしており、定期的な規格見直しを実施しています。	1. 日本農林規格は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条に基づき、規格がなお適正であるかどうかについて、当該規格を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過する日までに農林物資規格調査会の審議に付すこととしており、定期的な規格見直しを実施しています。 2. 「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」については、平成26年度中に農林物資規格調査会の審議に付すべく、（独）農林水産消費安全技術センターに学識経験者、製造業者、実業者等で構成される委員会を設置し、本年3月から検討を開始していますが、ご提案いただいたものと同様の内容についても検討課題とされているところであり、引き続き同委員会にて検討を進めたいと考えています。
7	10月3日	12月6日	3月31日	林業	木材利用ポイント事業の対象となる製品の拡大など	本年度スタートした「木材利用ポイント制度」について、来年度以降の事業の継続と対象木製品の拡大を図る。	(一社)九州経済連合会	農林水産省	・平成24年度補正予算により設立した「木材利用ポイント事業」は、地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木材製品等について、ポイントを付与し、地域産の農林水産品との交換等を行う取組を支援する事業です。 ・国から、基金設置団体が管理・運営する基金に補助金を交付し、全国事務局がポイント申請受付・発行、商品交換、事業の周知等の事務を行います。 ・都道府県ごとに設置する協議会（川上から川下までの関係者で構成）は、全国事務局と連携し、地域レベルの事業の周知等を行います。	対応	-	木材利用ポイントの導入により、地域材利用に向けた体制の整備や機運の盛り上がりなどが見られると見られます。 本事業については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとしての工事着手及び木材製品等の購入期間を、平成26年9月30日まで延長することとしております。
8	10月16日	12月6日	3月31日	林業	森林施業計画から森林経営計画への円滑な移行に向けた経過措置の導入	【要望の具体的内容】 森林経営計画の作成について、個人計画の場合は、当面は従来の森林施業計画の暫定的運用を認めるなど、経過措置を講じるべきである。 また、「面積規模が林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上」との属地計画の要件を満たさない場合であっても、制度改正前に森林施業計画の認定を受けている森林については、属地計画の対象とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 2012年の森林法改正により、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、単独または共同して、5年を一期とする森林の経営に関する計画を作成し、当該森林の所在地の属する市町村の長に提出し、計画の認定を求められることとされた。これにより、新たに創設された森林管理・整備保全直接支払制度の対象者が森林経営計画を作成した者に限定されていることにより、森林経営計画の作成の促進が図られている。 しかし、複数の眼に点在する山林を所有している者にとり、所有者自らが所有山林全ての森林経営計画、すなわち個人計画を作成し認定を受けることは実質的に困難である。そこで、属地計画を作成することにした場合であっても、「面積規模が林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上」とする要件を満たすことができずに、森林経営計画の作成に至らない事態が生じているとの指摘がある。 行政当局からは、「同林班や連担する林班の所有者と共同で森林経営計画を作成することと同林班や連担する林班の所有者から森林経営を委託することで、要件を満たすことは可能」との見解が示されている。しかし、所有者が多過ぎることや所有者が希望しないといった理由で複数の所有者をまとめることは極めて困難であること、また、現地に社員を常駐させる余裕がない場合、他の所有者の森林まで含め経営管理を行うことは実質的に困難といった事例も指摘されており、必要に応じて要件の緩和を検討すべきである。 従来の森林施業計画から森林経営計画への円滑な移行には一定の経過措置の導入が必要と考える。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定による森林経営計画制度は、森林施業の集約化や計画的な路網整備により、持続的な森林経営の確保を目的として平成24年4月1日より運用が開始されました。 森林経営計画は、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が自発的意志に基づいてたてたものであり、属地計画と個人計画の2種類があり、それぞれの認定要件は下記のとおりです（森林法施行規則（昭和26年農林省令第60号）第33条）。 【属地計画の認定要件】 ・森林経営計画の対象とする森林が地形その他の自然条件等からみて造林、保育、伐採及び木材の抽出を一体的に効率的に行うことができると認められる場合であって、次のいずれかに該当すること ・林班又は隣接する複数林班面積の1.2以上であること ・森林施業等を効率的に行うことができる範囲として市町村が定める一定の区域内で30ha以上であること 【個人計画の認定要件】 ・森林経営計画の対象とする森林が森林の経営の実施の状況からみて同一の制により造林、保育、伐採及び木材の抽出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であって、認定を請求した者の所有者森林が100ha以上であること	現行制度下で対応可能	森林法第11条 森林法施行規則第33条	森林経営計画制度における経過措置として、平成24年3月31日時点で計画期間が満了していない森林施業計画については、平成24年4月1日以降も計画期間が満了するまで有効とされております。 属地計画については、不在村者など多様な森林所有者が多い中、森林経営計画の対象森林が林班面積の1/2以上となる要件を満たすことが困難との意見を踏まえ、 ①森林所有者が分からない場合 ②働きかけを行い、市町村長があつてなくても計画作成に成しない場合等については、その面積をこの要件の母（林班等面積）から除外可能とする運用としております。 また、平成26年度より、属地計画の認定要件を追加し、市町村が定める一定の区域内で30ha以上を確保すれば計画を作成できることとしています。
9	10月16日	12月6日	3月31日	林業	電線路の保安伐採にかかる届出の緩和	【要望の具体的内容】 電力の安定供給確保の観点から、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 森林法では、電線路の保安のために施設の保守を行う際、その90日から30日前に市町村長に届出をしなければならない。そのため、電気事業法に規定する電気事業の用に供する電線路の保安伐採を行う際も、上記に従って届出をしなければならない。 しかし、電線路の保安のために施設の保守の目的とする立木を伐採する場合については、電力の安定供給の観点から迅速な対応が求められる。 そこで、電線路の保安伐採にかかる届出を不要とする、もしくは事後的な届出を可能とすべきである。これにより、迅速な伐採が可能となるため、より一層の電力安定供給が図られる。 なお、保安伐採は一般的に小規模であり、森林法の目的である森林の保護増進と森林生産力の増進に反するものではない。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8第1項の規定により、森林所有者等は、地域森林計画対象民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を開始する日の前90日から30日までの間に市町村の長に届けなければならないとされています。 なお、森林法第10条の8第2項の規定により、火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合、市町村の長に届出を要しないものとされています。 また、森林法第10条の8第2項の規定により、火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合、市町村の長に届出を要しないものとされています。	対応不可	森林法第10条の8	森林法第10条の8の規定による届出制度は、市町村の長が森林資源の賦存状況等を把握するとともに、伐採の規模にかかわらず周辺地域への影響や災害発生危険等を確認し、必要に応じて指導・勧告等を行うことにより、適切な伐採等を確保するために設けられているものです。 そのため、通常行われる電線路の保安伐採等について、届出を不要とすること及び事後的届出を可能とすることは、困難です。 ただし、電線路の保安伐採が定期的かつ頻繁に行われ、電気事業用施設の一部としてみなすことができる場合は、都道府県知事の判断により、一時的に地域森林計画対象民有林から除外し、伐採等の届出を不要とすることが可能です。 なお、非常災害により、緊急に立木を伐採する必要がある場合は、事後届出により対応可能です（森林法第10条の8第2項）。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要（対応策）
10	10月16日	12月6日	3月31日	林業	地熱エネルギー開発に関する許認可手続きの効率化	<p>【要望の具体的内容】 国有林等に関する許認可手続きにおいて、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、審査手続きの効率化を要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 地熱エネルギーの開発には、立地場所によって、例えば、地域森林計画の対象となっている国有林の開発許可には都道府県知事の許可（森林法第10条の2）、国有林野の買受け、借受けまたは使用の森林管理署または森林管理局長への申請（国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条、22条）、自然公園法で定める特別地域での工作物の設置、木竹の伐採の許可（国立公園）については環境大臣、国立公園にあっては都道府県知事の許可（自然公園法第20条）、利用調整地区の区域（自然公園法第24条）等の複数の許認可が必要となる。このため、例えば、国有林貸付契約および立木買受契約の許認可手続きは、原則として「森林管理署」（作業行為承諾書）→「都道府県」（保安林内作業行為の許可）→「森林管理署」（国有林他使用許可）の3ステップとなる。</p> <p>使用面積によっては「森林管理署」の上部機関である「森林管理局」の審査と、「都道府県」の同意が必要となる場合がある。このため、「審」→「局」→「都道府県」→「局」→「審」→「都道府県」→「審」→「局」の順に説明している。さらに、「審」によっては、「都道府県」への手続が完了しなくても申請を受け付けられないこともあるため、許認可手続きに多大な時間が必要となっている。しかし、実態としては同じ説明を部署ごとに繰り返し行っているだけであり、不合理な手続きとなっている。そこで、申請窓口を一本化し、担当部署である「都道府県」、「森林管理局」および「森林管理署」が同時に会する場を設けて説明をする等、申請・審査手続きの効率化を図るべきである。これにより、許認可手続の短縮化につながり、事業者の負担軽減となるとともに行政効率の向上にも資することが期待できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省	<p>国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条の規定により、国有林野を借り受け、又は使用しようとする者は、申請者の氏名・名称、借り受け、又は使用しようとする国有林野の所在・面積、目的・期間等を記載した申請書等を森林管理署長に提出することとされています。</p> <p>国有林野の貸付け及び使用の手続については、地熱エネルギー開発に限らず再生可能エネルギー開発は、事業実施まで長期間を要することから、期間短縮、事業者の負担の軽減等の観点から事業者の計画等の進捗状況に合わせた対応を行っているところです。</p>	その他	<p>国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条</p>	<p>地熱エネルギー開発に係る許認可・手続には、国有林野を借り受け、又は使用するために権利設定を行うための手続、森林法や自然公園法に基づく許認可のほかにも、他法令に基づく土地開発規制が多くあり、開発計画の内容や進捗状況に応じて、法令、その許認可・手続も異なります。</p> <p>そのため、関係する全ての許認可・手続の窓口を一律に一本化することは困難と考えておりますが、手続期間の短縮や審査の効率化を図るために、許認可・手続に係る国や都道府県の関係者が一箇所に集まり、開発計画の御説明を受ける、又は許認可・手続について御説明差し上げる場を設ける等の御提案については、開発計画ごとにご相談させていただきますので、事前に開発箇所を管轄する森林管理局等（林野庁の出力機関）に御相談願います。</p> <p>なお、本提案と上記対応策については、現場の森林管理局等とも共有したところです。</p>
11	10月16日	12月6日	3月31日	林業	保安林解除の要件・基準の見直し	<p>【要望の具体的内容】 一般電気事業者、特定電気事業者、および特定規模電気事業者と再生可能エネルギー電気について特定契約を締結しようとする特定供給者による再生可能エネルギー発電施設等の設置についても、保安林を解除するための「公益上の理由」として取り扱うべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 公的機能の発揮が特に要請されるとして「保安林」に指定された森林では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されるが、農林水産大臣または都道府県知事は、「公益上の理由により必要が生じたとき」には、その指定を解除することができる。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立により、特定規模電気事業者が再生可能エネルギーの調達義務を課せられたことを受け、土地収用法で事業の公益性を認められている一般電気事業者、特定電気事業者、卸電気事業者に加え、特定規模電気事業者による発電施設等の設置のために保安林の解除を行う場合は「公益上の理由」として取り扱うこととされた。しかし、上記特別措置法は、電気事業者が特定供給者から再生可能エネルギー電気についての特定契約の申し込みを受けた際にはそれに応じる義務を定めたものであり、再生可能エネルギーの利用を促進するという法の目的を達するためには、再生可能エネルギーの調達義務を課せられた電気事業者に電気を供給しようとする事業者による保安林への発電施設等の設置についても、「公益上の理由」として扱う必要がある。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省	<p>森林法（昭和26年法律第249号）第26条第2項又は森林法第26条の2第2項に基づく「いわゆる「公益上の理由」による保安林の解除については、「土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し若しくは使用できることとされている事業又はこれに準ずるもの（以下「土地収用法等の適用事業等」という。）」を対象としているところです。</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者については、電気事業法第58条に基づく一時使用や立入等一部の公益特権を有するもの、同事業者が行う電気工作物の設置は土地収用法等の適用事業等ではないことから、保安林の解除を行う場合、「公益上の理由」による解除として取り扱っていません。</p> <p>しかし、平成23年7月に閣議決定された「規制・制度改革の追加方針」を受けて、平成24年7月の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。）の施行に伴い、従来から一部の公益特権を有していた特定規模電気事業者に新たに再生可能エネルギー電気の調達義務が課せられたこと、一定の公益性が認められることとなったことを踏まえ、再エネ法施行以降、特定規模電気事業者が電気工作物を設置するために保安林の解除を行う場合は、いわゆる「公益上の理由」による解除として取り扱うこととされています。</p>	対応不可	<p>森林法第26条第2項及び第26条の2第2項</p>	<p>ご提案の特定供給者による再生可能エネルギー発電施設等の設置は、土地収用法等の適用事業等ではありません。加えて、特定供給者は、特定規模電気事業者等のように公益特権を有しておらず、また、再生可能エネルギー電気の調達義務が課せられておりません。</p> <p>このため、特定供給者に関しては、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者と再生可能エネルギー電気について特定契約を締結しようすることを理由に、一般電気事業者や特定規模電気事業者等と同様に「公益上の理由」による保安林解除の対象として取り扱うことは困難です。</p>